

はじめに

樺太は、江戸時代には日本人（和人）が漁場を求めて進出していたのもかわらず、大日本帝国の旧植民地の中では、台湾・朝鮮に比べ印象が薄い。教科書においても、1905年のポーツマス講和条約で領土になって以降のことはほとんど触れられない存在である。そこで、新科目「歴史総合」の導入を見据えながら、樺太を教える意味を改めて考えてみたい。

1 明治期までの樺太

江戸時代、松前藩はこの地で漁場の開拓を始め、特権的な和人商人たちが干鮭・鯨・昆布などの海産物の取引を藩から請負うようになった。一方、18世紀後半より外国船の日本近海への接近・来航が増加し、江戸幕府は、1807年に樺太を含めた全蝦夷地を直轄化した。単なる海防のみならず、和人商人から不正な待遇を受けているアイヌが、ロシアなど列強に取り込まれるのを恐れたのこともその一因であった。全蝦夷地を勢力範囲として定着させるために、幕府は間宮林蔵らを樺太探索に送り、さらに間宮は、その翌年アムール川の上流「満州仮府」のあるデレンに達した。当時ロシアは1689年のネルチンスク条約により樺太はおろか沿海州にも進出していなかった。1853（嘉永6）年、ロシア使節のプチャーチンが長崎に来航し、日露和親条約が締結されたが、ロシア勢力の樺太進出はこのころ以降急速に激しくなり、島南部に砦を築くようになっていた。クリミア戦争の敗北、アラスカの売却で、ますます沿海州・樺太方面へのロシア勢力の拡大は加速化された。

明治維新後、英公使パークスの提言などもあり、開拓使次官の黒田清隆の発案で「北海道開拓に専念」するため、日本は樺太における全権利をロシアに譲り、その代わりに千島全島を領有することになった（樺太・千島交換条約）。この条約は朝鮮に対し強硬な外交を展開（江華島条約）する前に、ロシアの中立化を狙ったものと評価される。日露戦争末期には日本陸軍が樺太南部に上陸し、樺太全島は日本軍政下に入った。ポーツマス講和会議での交渉カードとして使用するための占領であった。日露間の講和が成立し、北緯50度以南が領土となると、統治方法を巡って内務省と陸軍の間で議論となった。長官は武官専任としないが、鉄道・鉱山などは本国の中央官庁が管轄し、財政は特別会計をとる折衷案的な樺太庁官制が1907年3月15日に公布された。

2 大正期の樺太

第3代の樺太庁長官平岡定太郎（内務官僚：在職1908～1914）は豊富な森林と石炭に着眼し、調査の結果、当地の木材はパルプの原料に適性があることがわかった。パルプ生産には石炭が必要であり、三井財閥の中で、三井物産が森林資源を、三井鉱山が石炭を、そして三井傘下の王子製紙がパルプ生産を分担することになった。樺太の開発が「財閥資本に依存する体制」の萌芽をであったことがわかる。「この財閥資本の意向が、1910～1920年代の島内の鉄道や港湾建設に際して優先されるところにこそ、樺太の植民地としての性格が強くみられる」という指摘は非常に重要である。

第一次世界大戦による日本国内の好況は労働力不足を生み、樺太でも三井鉱山株式会社川上鉱業所は、内地での坑夫不足から朝鮮半島からの坑夫募集を1916（大正5）年に開始した。前年に三井鉱山が買収した同鉱業所は三井と王子製紙が共同経営しており、パルプ増産にともなう石炭増産に欠かせなくなるが、このような外からの労働力であった。この時期、朝鮮半島出身者の増加は、樺太だけでなく、北海道・内地でも同様であったが、その理由として大戦景気以外に日韓併合による土地調査事業や産米増殖計画などが大きな影響を与えていることも忘れてはならない。

1924年8月に、加藤高明内閣の行政整理の一環として樺太・北海道合併案が提起された。これに対

して樺太では大規模な反対運動が起こり、「北海道とは社会進歩の象状が異なる原初的な殖民地だから、むしろ親任官の総督を置くのが妥当で、現段階では逆に台湾・朝鮮のように 強大な自律性こそが望ましい」というような意見が多数を占め、本国中央政界での陳情運動を展開するまでに至った。

1924 年後半、国政参政権獲得の声が樺太で高まるようになった。合併問題に加え徴兵令の施行で内地並みの負担が生まれたことから、「樺太住民の代表を東京に送り、その意見を伝えることが必要である」というロジックがそれを後押しした。翌年、地元財界・言論界の代表が東京に向かい、樺太への衆議院議員選挙法施行のための陳情活動が開始された。しかし、結論から言うと「樺太の参政権」は幻に終わった。1926 年の第 51 議会に樺太への衆議院議員選挙法施行に関する法案が議員提出され、それ以降、1931（昭和 6）年の第 59 議会まで 3 度にわたり衆議院で賛成多数で可決されたが、いずれも貴族院で審議未了となった。住民構成から考えると樺太は台湾・朝鮮とは異なり参政権の付与が可能だという主張は、政府も認めていたが、その要件として樺太の内務省への移管(本国行政に編入)を求めた。樺太側では開発のための「植民地」体制が失われることを恐れ、中央に取り込まれることへの反対運動が再度起こった。つまり「政治に参加する権利は本国並みに欲しいが、経済的な特権を失うのか困る」といった矛盾が表出したわけで、これが参政権獲得の失敗につながったという指摘もなされている。

なお、総力戦の時代になり、中央がかねてから望んでいた樺太の内地編入（「樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件」廃止で内務省管轄へ）が行われたのは 1943 年のことで、また人々が求めていた樺太への国政参政権付与＝衆議院議員選挙法の改正は台湾・朝鮮と同じく 1945 年 4 月のことであった。

3 昭和前期の樺太

1943 年、中央各官庁の権限を強めるため以前より計画のあった樺太の「内地編入」が実施され、法的には植民地（外地）ではなくなった。また 1944 年には、石炭の島外搬出困難化もあり、炭鉱政策の転換（急速転換措置）が実施され、炭鉱従業員約 1 万人が本土へ移動させられた。その前年、本土領土に組み込まれたはずが、存在意義を喪失した事象であった。1945 年 5 月、敗戦の必至となる中で、政府の鈴木貫太郎首相・東郷茂徳外相はじめ、陸海軍の幹部たち（最高戦争指導会議構成員）の会合で、和平工作に関して苦肉の案が成立した。「戦争終結に関して連合国との仲介役をソ連に対して期待する」というもので、その代償の一つに「南樺太の返還」という条項が含まれていた。

4 樺太は植民地だったのか？

今まで述べてきたように樺太は法的には内地的な扱いをされてきた。他の植民地と異なり民族構成は日本人が 9 割を超え北海道にほぼ近かった。戦中における「内地編入」もあったが、住民は、何回か叫ばれた北海道への統合にはおおむね反対であり、「自分たちの樺太は内地とは違う」という独立した意識をもっていた。樺太はもともと内地に近い「植民地」であったともいえよう。

《参考文献》

三木理史『国境の植民地・樺太』 埴書房 2006

原暉之『日露戦争とサハリン島』 北海道大学出版会 2011

今泉裕美子等編『日本帝国崩壊期の「引揚げ」の比較研究』 日本経済評論社 2016

原暉之 天野尚樹『樺太四〇年の歴史』 全国樺太連盟 2017

『樺太地誌』 樺太庁 1908

『樺太庁治要覧』 樺太庁 1923